

令和5年

秋の全国交通安全運動

長崎市実施要綱



＜実施期間＞ 9月21日（木）～30日（土）

スローガン

なれた街 いつもの道でも みぎひだり



令和4年度交通安全啓発図画コンクール入選作品（小学校低学年の部）

長崎市立小島小学校 1年（当時） 朝山 華愛さんの作品

運動の重点

- 1 子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- 2 夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶
- 3 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- 4 二輪車関連の交通事故防止（長崎市の重点）

◎特別広報：「安全横断」手のひら運動」の推進

主唱 長崎市交通安全対策推進協議会

運動の目的

本運動は、市民一人一人に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより、市民全体で交通事故防止に取り組むことを目的とします。

重点 1 子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

依然として道路で子どもが危険にさらされる状況も見られることから、次世代を担う子どもを交通事故から守る必要があります。また、高齢歩行者が道路を横断中に車両と衝突して亡くなる交通事故も多く発生しています。

道路を横断するときは、近くの横断歩道を利用し、横断する前には手を挙げて、運転者に「手のひら」を示して横断の意思を伝え、車両が止まってから横断するなど、自らを守る行動を実践しましょう。

そのほか、子どもから高齢者までの全ての歩行者を交通事故から守るため、次の事項を推進します。

歩行者

- 登下校時を始め道路（付近）を通るときは、「道路に飛び出さない」、「横断歩道を渡る」、「道路で遊ばない」などの交通ルールを守りましょう。
- 道路を横断するときは、左右の安全確認をしてから横断を開始しましょう。また、横断途中も左右の安全確認をし、特に左から走ってくる車両の確認をしっかりとしましょう。

運転者

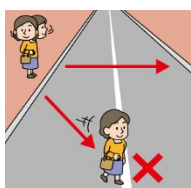
- 運転中は常に歩行者の存在を確認し、歩行者の近くを通行するときや、通学路・交差点等の歩行者の存在が予測できる場所では、あらかじめ安全な速度に減速するなど安全運転を心掛けましょう。
- 「生活道路は人が優先」という意識を持ち、近道又は渋滞を避けるために安易に生活道路を通行せず、幹線道路を通行するよう努めましょう。

家庭・学校 地域・職場 関係機関等

- 子どもや高齢者が多く通行する地域では、交差点などでの歩行者の保護・誘導活動を徹底し、安全な通行を確保しましょう。
- 子どもや高齢者の交通事故実態を踏まえて、参加・体験・実践型の交通安全教室や、高齢者宅訪問活動などによる交通安全指導を推進しましょう。
- 職場の朝礼、出発時の声掛け、各種会合などの機会を通じて、事業所全体で思いやりを持った運転に心掛けるよう指導しましょう。

◆ 歩行者のルール・・・横断が禁止される場合・場所 ◆

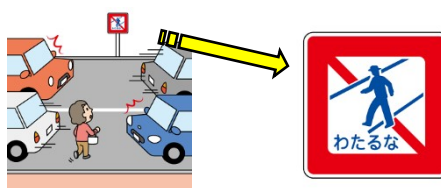
斜め横断



車両の直前直後横断



歩行者横断禁止場所横断



県内 統一 行事	9月21日(木)	街頭指導活動・	登下校指導、子ども・高齢歩行者の道路横断時の保護誘導などの街頭指導を強化します。
	9月29日(金)	広報活動強化の日	また、交通安全意識向上のための呼び掛けを強化します。
	9月22日(金)	飲酒運転根絶強化の日	飲酒運転の根絶に向けた啓発活動を推進します。
	9月30日(土)	交通事故死ゼロを目指す日	市民一人一人が交通事故を起こさないよう、遭わないよう呼びかけます。

令和5年長崎県交通安全年間スローガン

守ろう交通ルール 高めよう交通マナー

重点2 夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶

秋が深まるにつれて日没時間が早まり、運転者から周囲が見えにくい状態となるため、夕暮れ時から夜間にかけて重大な交通事故が発生しやすくなります。また、依然として悪質危険な飲酒運転による交通事故も発生していることから、次の事項を推進します。

歩行者

- 夕暮れ時・夜間に外出するときは、明るい服装に心掛け、反射材を着用しましょう。

運転者

- 身体機能の変化を自覚して、ゆとりある運転に努め、体調や天候、道路状況等に応じた安全な運転を行い、不安があるときは運転を控えましょう。
- 夕暮れ時は早めのライト点灯を行い、夜間はライトの上向き下向きのこまめな切り替えを徹底して、歩行者等を早期に発見しましょう。
- 横断歩道手前の路面に標示された「ひし型」マークは、先の方に横断歩道があることを知らせる予告標示です。この標示がある場所では、横断歩道の手前で停止できるような速度で進行した上で、歩行者の有無を確認し、歩行者がいるときは必ず歩行者に道を譲りましょう。
- 飲酒運転は犯罪であり、刑事罰・行政罰を受けるだけでなく、交通事故を起こしたときには、民事上も厳しい責任を負うこととなることを自覚して、「飲酒運転は絶対にしない」という強い意志を持ちましょう。
- お酒を飲んで一定時間が経過しても、体にアルコールが残っていれば酒気帯び状態となるので、お酒を飲むときは、翌日の運転予定を考えて、飲酒するようにしましょう。
- 車両を運転するときは、イライラして他人を威嚇するような、妨害運転（「あおり運転」）などの危険な運転は絶対にやめましょう。



高齢運転者

- 運転を続ける必要がある高齢者は、安全運転サポート車の購入などを検討しましょう。
- 運転に不安を感じたら、運転免許窓口に相談するなどして、安全運転サポート車等限定条件付免許への変更や免許証の自主返納も検討しましょう。

職場・関係機関等

- 「夕暮れ時の早め点灯」「雨天・曇天時の終日点灯」のほか、「夜間のライト上向き下向きのこまめな切り替え」を啓発しましょう。
- 車両を使用する事業所では、歩行者を保護する意識を高める取組を推進しましょう。
- 日頃から、飲酒運転の悪質・危険性などを話題にして、飲酒運転を絶対に許さない環境づくりに努めましょう。
- 運転開始前・終了後にはアルコールチェッカーによる確認を行うなど、職場全体で飲酒運転をさせない環境を整備し、飲酒運転の根絶に取り組みましょう。
- 各種メディアを活用して、「ハンドルキーパー運動の推進」、運転者への「酒類提供・車両提供の禁止」や「飲酒運転車両への同乗禁止」を呼び掛けましょう。



重点3 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

自転車は、身近で便利な乗り物ですが、一方で交通ルールの理解不足による交通違反を原因とする事故も発生しています。自転車運転中の交通ルールの遵守と交通マナーの向上を促進して、交通事故を防止するため、次の項目を推進します。

自転車利用者

- 「自転車安全利用五則」を遵守し、マナー向上を図りましょう。
- 自転車利用者は、自らを守るため、ヘルメットを着用しましょう。
- 自転車運転中は、携帯電話等を使用すること、イヤホン等で音楽を聴くこと、傘をさすことは禁止されているので絶対にやめましょう。
- 自転車運転中の加害事故に備え、損害賠償保険等に参加しましょう。
- 令和5年7月1日から、一定の要件を満たす電動キックボード等は、特定小型原動機付自転車として、新たな交通ルールが適用されています。ルールを正しく理解し安全運転に努めましょう。

【自転車安全利用五則】

- 1 車道が原則、左側を通行、歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライト点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

家庭・学校 地域・職場

- 全ての年齢層の自転車利用者に、ヘルメット着用と交通ルールの遵守を呼び掛けましょう。
- 自転車利用者に対して、「ながら運転」の禁止や歩行者保護などの交通ルールの遵守と安全運転の声掛けを実践しましょう。

関係機関・ 団体

- 配達業務中の交通事故防止のため、関係事業者や自転車配達員へ安全対策を働き掛けましょう。
- 自転車の損害賠償保険加入を促進するための広報啓発を行いましょう。

重点4 二輪車関連の交通事故防止

長崎市の重点

長崎市においては、全ての交通事故発生件数に占める二輪車関連の交通事故の割合が依然として県全体よりも高い傾向にあります。二輪車運転中の安全意識の徹底や運転マナーの向上を促進して、二輪車による交通事故を防止するため、次の事項を推進します。

運転者

- 二輪車の運転者・自動車の運転者は、お互いに注意して交通事故の防止に努めましょう。
- ヘルメットは必ず正しく着用し、胸部等保護のためのプロテクターも着用するようにしましょう。
- ライトは必ず点灯し、自動車の運転者や歩行者から確認されやすいようにしましょう。
- 二輪車の運転者は、自分の技量を知り、無理な追い越し・スピードの出し過ぎに注意して安全運転に努めましょう。



家庭・地域 職場

- 二輪車は自動車に比べて小さいため、自動車の陰から突然現れる危険性があることを外出する人に呼び掛けましょう。
- 通勤時には、心と時間に余裕を持つように心掛け、安全運転に努めるよう職場で指導しましょう。
- 二輪車を運転する人に、ヘルメットの正しい着用を指導し、プロテクターの着用も呼びかけましょう。

関係機関・ 団体

- 各種メディアの活用やキャンペーン等を通じて、自動車、二輪車のマナーアップについて周知を図りましょう。